

3-3 所得種類別課税状況

(1) 利子所得等の課税状況

区 分		課 税 分		非 課 税 分		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	老人等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	その他の非課税分 支 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
公	債	240,140	36,021	90	2,301	242,531	36,021
社	債	52,473	7,871	516	70,414	123,403	7,871
預貯金	郵便貯金	8,899,780	1,334,967	1,175,712	35,017	10,110,509	1,334,967
	銀行預金	1,737,453	260,618	142,000	2,799,811	4,679,264	260,618
	銀行以外の金融機関の預金	553,000	82,950	113,508	476,376	1,142,884	82,950
	勤務先預金	446,153	66,923	—	—	446,153	66,923
合同運用信託の収益の分配		30,320	4,548	2,473	4,788	37,581	4,548
公社債投資信託の収益の分配		26,373	3,956	11	1,285	27,669	3,956
小 計		11,985,692	1,797,854	1,434,310	3,389,992	16,809,994	1,797,854
定期積金の給付補てん金等		426,046	63,907	—	161,048	587,094	63,907
匿名組合契約等に基づく収益の 分配、生命保険等の差益		76,390	9,234	3,944	—	80,334	9,234
割引債の償還差益		—	—	—	—	—	—
計		12,488,128	1,870,995	1,438,254	3,551,040	17,477,422	1,870,995

調査対象等：平成17年2月から平成18年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(2) 利子所得等の累年比較

年 分	支 払 金 額			総 額	源泉徴収税額
	課 税 分	非 課 税 分			
		老人等及び財形貯蓄	そ の 他		
	千円	千円	千円	千円	千円
平成13年分	89,807,812	20,615,357	6,750,793	117,173,962	13,447,049
平成14年分	31,836,082	6,198,733	3,371,871	41,406,686	4,761,984
平成15年分	17,889,728	3,091,177	2,311,407	23,292,312	2,670,985
平成16年分	15,705,913	2,641,667	1,699,170	20,046,750	2,259,117
平成17年分	12,488,128	1,438,254	3,551,040	17,477,422	1,870,995

(3) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分		非 課 税 分	特 例 税 率 適 用 分		合 計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
利益又は利息の配当、剰余金の分配、 基金利息の分配、特定証券投資法人の 投資口の配当等	千円 14,512,736	千円 2,448,712	千円 583,747	千円 691,290	千円 52,523	千円 15,787,773	千円 2,501,235
公募・私募証券投資信託の収益の分配 及び特定株式投資信託の収益の分配	—	—	—	12,363	1,854	12,363	1,854
合 計	14,512,736	2,448,712	583,747	703,653	54,377	15,800,136	2,503,090

調査対象等： 配当等の支払者から平成18年4月30日までに提出された「法定調書の合計表（配当等の支払調書）」及び平成17年2月から平成18年1月までに提出された「配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(4) 配当所得の累年比較

年 分	支 払 金 額				総 額	源泉徴収税額
	一 般 課 税 分	非 課 税 分	源泉分離課税適用分	特 例 税 率 適 用 分		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成13年分	11,251,472	236,531	42,857		11,530,860	2,265,268
平成14年分	9,792,390	334,249	233,448		10,360,087	2,040,185
平成15年分	10,125,081	379,032	123,238		10,627,351	1,812,851
平成16年分	11,057,187	947,683	—		12,004,870	1,828,392
平成17年分	14,512,736	583,747		703,653	15,800,136	2,503,090

(5) 上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源 泉 徴 収 税 額
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	千円 6,652,659	千円 465,614

調査対象等：平成17年2月から平成18年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(6) 給与所得及び退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁		そ の 他		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
給 与 所 得	俸 給 ・ 給 料 ・ 賞 与	千円 414,742,771	千円 16,625,110	千円 998,173,857	千円 31,898,538	千円 1,412,916,628	千円 48,523,648
	日 雇 労 働 者 の 賃 金	756,904	24,370	8,535,274	173,200	9,292,178	197,570
	計	415,499,675	16,649,480	1,006,709,131	32,071,738	1,422,208,806	48,721,219
退 職 所 得		38,101,411	776,512	28,593,330	837,761	66,694,741	1,614,273
災害減免法により徴収猶予したもの		—	—	—	—	—	—

調査対象等 給与等の支払者から平成18年4月30日までに提出された「法定調書合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成17年2月から平成18年1月までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

用語の説明 1 法定調書とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務づけられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当及び剰余金の分配の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。

2 徴収猶予とは、通常の法定期限内に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間法定納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(7) 給与所得及び退職所得の累年比較

年 分	俸 給		給 料		賞 与	
	官 公 庁		そ の 他		合 計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成13年分	415,631,806	20,337,216	931,627,724	27,625,589	1,347,259,530	47,962,805
平成14年分	454,672,092	18,585,264	963,587,984	29,303,820	1,418,260,076	47,889,084
平成15年分	431,462,247	16,779,205	970,626,800	29,657,550	1,402,089,046	46,436,755
平成16年分	433,684,818	17,205,061	988,993,521	30,924,343	1,422,678,339	48,129,404
平成17年分	415,499,675	16,649,480	1,006,709,131	32,071,738	1,422,208,806	48,721,219

年 分	退 職 所 得	
	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円
平成13年分	71,155,254	1,875,668
平成14年分	68,924,643	1,827,575
平成15年分	70,727,598	1,960,275
平成16年分	70,142,209	1,721,988
平成17年分	66,694,741	1,614,273

(8) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分		人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額
法 第 2 0 4 条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料	23,876	2,238,824	229,821
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	21,409	11,783,608	1,185,575
	診療報酬	1,151	18,426,143	1,603,285
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料	5,251	5,916,409	300,749
	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料	4,052	2,704,997	274,534
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料	165	782,690	36,480
	契約金・賞金	159	70,787	6,526
	小 計	56,063	41,923,458	3,636,970
法第203条の2該当（公的年金等）		7,167	9,852,831	160,665
法第207条該当（生命保険契約等に基づく年金）		2,016	889,392	3,988
法第174条該当（馬主に支払われる競馬の賞金等）		29	2,054	57
計		65,275	52,667,735	3,801,680
災害減税法により徴収猶予したもの		—	—	—

調査対象等：報酬・料金等の支払者から、平成18年4月30日までに提出された「法定調書合計表（報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書）」及び平成17年2月から平成18年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(注) この表の「人員」に関する部分は、標本調査に基づく推計値である。

(9) 報酬・料金等所得の累年比較

年 分	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額
	人	千円	千円
平成13年分	76,606	56,451,174	4,061,011
平成14年分	69,415	54,605,499	3,805,463
平成15年分	60,322	48,750,552	3,584,669
平成16年分	59,698	49,377,862	3,409,362
平成17年分	65,275	52,667,735	3,801,680

(10) 非居住者等所得の課税状況

区 分	人員	支払金額			源泉徴収税額	左のうち租税特別措置法又は租税条約により課税の軽減を受けたもの			
		課税分	非課税又は 免税分	総 額		適用の内容	人員	支払金額	源泉徴収税額
	人	千円	千円	千円	千円		人	千円	千円
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	—	1,761	—	1,761	265	租税特別措置法又は租税条約の適用を受けたもの	—	—	—
利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定証券投資法人の投資口の配当等、公募・私募証券投資信託の収益の分配及び特定株式投資信託の収益の分配	—	290,438	—	290,438	19,962	租税条約の適用を受けたもの	—	—	—
匿名組合契約に基づく収益の分配	—	—	—	—	—				
給 与 ・ 賞 与 等	630	386,795	561,678	948,473	75,947	租税条約の適用を受けたもの	—	—	—
退 職 所 得	1	—	—	—	—	租税条約の適用を受けたもの	—	—	—
役 務 の 報 酬	33	7,538	—	7,538	1,497	租税条約の適用を受けたもの	—	—	—
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料又はその譲渡による対価	283	709,715	—	709,715	7,216	租税条約の適用を受けたもの	283	709,715	7,216
著作権の使用料又はその譲渡による対価	—	—	—	—	3,051	租税条約の適用を受けたもの	—	—	—
貸 付 金 の 利 子	—	—	—	—	2,952	租税特別措置法又は租税条約の適用を受けたもの	—	—	—
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、船舶の貸付による所得	242	558,052	—	558,052	111,658	租税条約の適用を受けたもの	—	—	—
機 械 等 の 使 用 料	—	—	—	—	—	租税条約の適用を受けたもの	—	—	—
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	123	293,130	—	293,130	29,313				
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	57	73,525	—	73,525	14,705	租税条約の適用を受けたもの	—	—	—
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	—	—	—	—	—				
賞 金	—	—	—	—	—	租税条約の適用を受けたもの	—	—	—
合 計	—	2,320,954	561,678	2,882,632	266,567		283	709,715	7,216

調査対象等：平成18年4月30日までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「法定調書合計表（非居住者等に支払われる給与等の支払調書）」及び平成17年2月から平成18年1月までに提出された「非居住者・外国人の所得についての所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(注) この表の「人員」に関する部分は標本調査に基づく推計値である。

(11) 非居住者等所得の累年比較

年 分	支 払 金 額		源泉徴収税額
	総 額	総額のうち 非課税又は免税分	
	千円	千円	千円
平成13年分	1,906,013	47,179	296,186
平成14年分	1,718,314	25,683	277,068
平成15年分	1,552,769	210,338	289,060
平成16年分	1,941,155	109,341	284,344
平成17年分	2,882,632	561,678	266,567